

球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託事業者選定審査基準

第1 総則

この球磨村審査基準（以下「本審査基準」という。）は、球磨村（以下「村」という。）が実施する球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託において、契約の相手方となる事業者を適切に選定するため、提案書の審査基準を示すものである。

なお、本審査基準で使用する用語の定義は、別に定める「球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）の規定による。

第2 審査方法・体制

1 審査方法

- (1) 実施要項に基づき「球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査体制

提案内容の審査にあたっては、本審査基準に基づく企画提案書の審査、優先交渉権者の選定を行う事業者選定委員会を設け、その詳細は第4に定める。

3 審査手順

- (1) 企画提案書受付時に復興推進課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であることを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その企画提案書は審査から除外する。
- (2) 事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）及び事務局は、提出された企画提案書の記載内容を確認する。
- (3) 選定委員は、参加表明時に提出された「受注実績調書」、同種業務の実績を証する契約書及び仕様書等の写しを確認する。
- (4) 選定委員は、提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 選定委員は、提案者ごとに別表「球磨村ウェブサイトリニューアル審査 審査項目及び評価内容表」に示した項目について評価する。
- (6) 事務局は、(5)において各選定委員が評価した点数の集計を行い、全選定委員の評価した点数を合計した点数を各提案者の得点とする。

第3 委託事業者の選定

- (1) 審査の結果、第1位の提案者を優先交渉権者とし、次順位の提案者を

- 次点交渉権者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査委員長が上位者を決定する。
 - (3) いずれの提案も合計点数が430点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして委託事業者の選定に至らないものとする。

第4 事業者選定委員会

1 事務

事業者選定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 提案者が提出した提案書の審査及び選定事業者の選定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

2 組織

(1) 事業者選定委員会は、以下の委員により構成する。

- ①境目 昭博（球磨村総務課長）
- ②河野 泰広（球磨村総務課管財係主事）
- ③松野 翔吾（球磨村復興推進課山村復興係長）
- ④野々原 真矢（球磨村総務課・議会事務局・会計課広報連絡員）
- ⑤岡本 佑也（球磨村税務住民課広報連絡員）
- ⑥薮 祐太郎（球磨村建設課広報連絡員）

(2) 事業者選定委員会の委員長は、境目昭博とする。

(3) 委員長は、事業者選定委員会を統括する。

(4) 委員長は、やむを得ない事情で委員会に出席できないときは、他の選定委員に委員長の任を委任することができる。

(5) 選定委員は、やむを得ない理由で委員会に出席できないときは、委員長の承諾を得て、他の者を代理として指名することができる。

3 事業者選定委員会の開催・運営

(1) 事業者選定委員会は、委員長が招集し、議事を進行する。

(2) 事業者選定委員会は、全ての選定委員（前項第5号の規定による指名があったときは、その代理者）の出席がなければ開くことができない。

(3) 事業者選定委員会は非公開での開催とし、運営等にあたって必要な事項は、委員長が選定委員に諮って決定する。

4 事務局

(1) 事務局は、企画提案書等を審査する必要があるときは、委員長に事業者選定委員会の開催を要請する。

(2) 事務局は、参加資格審査及び一次審査の結果を、事業者選定委員会に報告する。

